

ソシオロゴス

会則 2005年3月30日制定

2019年6月24日改定

【総則】

第1条 本会則は、ソシオロゴスに関する各事業について審議・執行するために必要な事項について定める。

【会員資格】

第2条 会員資格は、『ソシオロゴス』または『書評ソシオロゴス』への投稿によって得られる。

第3条 会員資格を有する期間は、当該号の『ソシオロゴス』または『書評ソシオロゴス』の発行までとする。ただし、投稿者が投稿を取り下げた場合および投稿論文が掲載に至らなかった場合については、その時点で会員資格が消失するものとする。

【会員の権利】

第4条 会員は、別に定める規定により、冊子体・ウェブページ・集会など、ソシオロゴスが提供するあらゆる機会において自らの研究を発表することができる。

第5条 会員は、本誌の冊子版の配布を受ける。

第6条 会員は、原則として編集会議に出席する必要がある。また、会員は、臨時編集会議の開催を本誌代表に要請することができる。

【組織】

第7条 ソシオロゴスに関する審議・執行のため、以下の機関・役員をおく。

- (1) 重要事項について審議を行う最高機関として全体会議をおく。全体会議は毎年1回以上、代表の招集によって開催される。
- (2) 代表は、全体会議において選出し、任期は単年度とする。代表は、全体会議を招集するほか、ソシオロゴスに関わる全事業を統括する。
- (3) 各事業の審議・執行機関として、ソシオロゴス編集委員会、財務委員会、制作委員会をおく。各委員会の委員長は代表がこれを任命し、委員は委員長がこれを任命する。

【会計】

第8条 ソシオロゴスに関する審議・執行等に際して発生する経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第9条 会費は、『ソシオロゴス』、『書評ソシオロゴス』への投稿料とする。

第10条 次年度予算と前年度決算は、財務委員会がこれを作成し、全体会議の議を要する。

第11条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附則 1 本会則の変更は、全体会議の議を要する。

附則 2 本会則は、2005年3月30日より施行する。

附則 3 本会則は、2019年6月24日に改定され、改定後の会則は、2019年6月25日より施行する。